

福山市登録統計調査員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国又は県からの委託により実施する統計調査及び市が実施する統計調査において、あらかじめ統計調査員となる意思を有する者を登録統計調査員(以下「登録調査員」という。)として登録するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(登録調査員の要件)

第2条 登録調査員は、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 統計調査に関して熱意と誠意がある者
- (2) 統計調査活動をする上で健康状態に支障がない者
- (3) 責任を持って調査の事務を遂行できる者
- (4) 秘密の保護に関し信頼のおける者
- (5) 年齢は、20歳以上75歳未満の者。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (6) その他各種統計調査における事務要領に定める要件を満たす者

(登録の手続)

第3条 登録調査員として登録を希望する者は、市長に登録統計調査員申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)を提出しなければならない。

(選考の方法)

第4条 市長は、申込書を受理したときは、これを面接により選考する。

2 面接に当たっては、申込書及び登録統計調査員面接記録票(別記様式第2号)を用いて審査し、適当と認めた者を統計調査員希望者登録カード(別記様式第3号。以下「登録カード」という。)に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、その旨を本人に通知する。

(登録期間)

第5条 登録調査員の登録期間は、登録カードに登録した日から3年間とする。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この期間を延長することができる。

2 年度途中で登録したときは、当該年度は、これを1年とみなす。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 本人から登録抹消届(別記様式第4号)により登録を抹消する申出があったとき。
- (2) 第2条に規定する要件を有しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を本人に通知する。

(情報の提供)

第7条 市長は、統計調査業務の遂行のため、国、県又は市から登録調査員に係る情報の提供を求められたときは、登録調査員本人の同意の下、必要な情報の提供を行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、2021年（令和3年）10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前の登録調査員については、この要綱の相当規定により登録されたものとする。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。